

『肥料を販売する方へ』

肥料を販売するには届出が必要です

インターネットオークション・フリマアプリ・農産物直売所等で肥料を繰り返し販売する際は、個人であっても、都道府県に肥料販売の届出が必要です。

また、委託・仕入れ販売を行う農産物直売所等も肥料販売の届出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

肥料製造には登録や届出が必要です

自ら生産した肥料（堆肥、米ぬか・草木灰・くん炭肥料など）を販売する場合は、個人であっても、販売業者の届出だけでなく、事前に国や都道府県に対して肥料の登録や届出も必要です。

○販売する肥料には定められた表示が必要です

個人で販売する肥料であっても、自ら生産した肥料や販売されている肥料を小分け販売するものには、成分や原料など、法律に定める内容を肥料に表示することが必要となります。

肥料販売を行うにあたって肥料の品質の確保等に関する法律上、長崎県あてに以下の書類を提出しなければなりません。

販売業務を開始した場合

販売開始後 2 週間以内に営業所ごとにその所在地等を届出。

< 提出に必要な書類 >

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1 肥料販売業務開始届出書 | <u>2 部</u> |
| 2 添付資料 | <u>1 部</u> |
| 3 法人が生産する場合は登記簿抄本（写しで可） | <u>1 部</u> |

届出事項の変更が生じた場合は

届出事項の変更があった日から 2 週間以内に届出。

< 提出に必要な書類 >

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1 肥料販売業務開始届出事項変更届出書 | <u>2 部</u> |
| 2 法人が生産する場合は登記簿抄本（写しで可） | <u>1 部</u> |

肥料販売業務を廃止する場合は

業務を廃止した日から 2 週間以内に届出

< 提出に必要な書類 > 肥料販売業務廃止届出書 2 部

届出書・添付資料は県庁ホ - ムペ - ジ（電子県庁）よりダウンロードできます。

< 提出先 >

営業所の所在地 (届出先の管轄区域)	届出先	取扱窓口
長崎市、諫早市、大村市、 西海市、西彼杵郡、東彼 杵郡	県央振興局長	県央振興局農林部農業企画課 〒854-0071 諫早市永昌東町 25-8 TEL 0957-22-0010 (代表)
島原市、雲仙市、南島原 市	島原振興局長	島原振興局農林水産部農業企画課 〒855-0835 島原市西八幡町 8509-2 TEL 0957-62-3610 (直通)
佐世保市、松浦市、平戸 市、北松浦郡	県北振興局長	県北振興局農林部農業企画課 〒859-6325 佐世保市吉井町大渡 80 TEL 0956-41-2033 (直通)
五島市、南松浦郡	五島振興局長	五島振興局農林水産部農業振興普及課 〒853-8502 五島市福江町 7-1 TEL 0959-72-5115 (直通)
壱岐市	壱岐振興局長	壱岐振興局農林水産部農業振興普及課 〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触 678-7 TEL 0920-45-3038 (直通)
対馬市	対馬振興局長	対馬振興局農林水産部農業振興普及課 〒817-8520 対馬市厳原町宮谷 224 TEL 0920- 52-4011 (直通)